

平成30年第1回小国町議会臨時会会議

(第 1 日)

- 1. 招集年月日 平成30年2月19日(月)
- 1. 招集の場所 小国町森林保全センター
- 1. 開 会 平成30年2月19日 午後3時01分
- 1. 閉 会 平成30年2月19日 午後3時42分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 大塚英博君

10番 時松昭弘君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 2月19日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午後3時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 30. 2. 19)

議長（渡邊誠次君） それでは皆さん、こんにちは。

本日2月19日、ここ小国町森林保全センターをお借りしての開催となります。関係者の方にはお世話になります。

さて、大変お忙しい中に、平成30年第1回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げますところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして北里町長より御挨拶をいただきたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 皆さん、こんにちは。

平成30年の第1回小国町議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員の皆さま方、大変お忙しい中にお集まりをいただきましてありがとうございます。

本日はお手元にありますとおりに、物品購入契約の締結について、仮称ではありますが「小国町庁舎コミュニティー棟音響設備等機器購入」でございます。この分については、条例に定められておりますが700万円以上の物品購入については、議会の議決を得なければいけないという部分がございますので、臨時会を開催させていただきました。どうかよろしく願い申し上げたいというふうに思えます。資料がお手元にあるかと思えますけれども、議場の部分の音響も話題になると思えますので、御意見など賜ればというふうに思っております。どうかよろしく願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成30年第1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午後3時01分)

議長（渡邊誠次君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 大塚英博君

10番 時松昭弘君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第1号 物品購入契約の締結について（（仮称）小国町庁舎コミュニティー棟音響設備等機器購入）」についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第1号 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月19日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

記といたしまして、

- 1 契約の名称 （仮称）小国町庁舎コミュニティー棟音響設備等機器購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 19,980,000円
- 4 契約の相手方 熊本県熊本市中央区世安町332番地
株式会社 電盛社
代表取締役 諏訪部 正人

でございます。

それでは、別途資料を2つ付けてでございます。

資料1でございます。総務課と書いてある資料を御覧になっていただきたいと思います。開札調書の写しを付けております。

開札日時が平成30年2月13日10時45分、小国町役場会議室2階中央で開催いたしました。

工事番号 総第87号

工事場所 阿蘇郡小国町大字宮原字松田地内

工事（委託業務）と書いてますけども、今回物品でございます。（仮称）小国町庁舎コミュニティー棟音響設備等機器購入でございます。

予定価格が2千40万120円、比較価格が1千888万9千円でございます。

工期が平成30年3月31日でございます。

契約金額のほうですが、1千998万円となっております。

入札者の商号氏名でございますけども、一番上から株式会社電盛社、有限会社宇野電器、旭電

業株式会社、中川電設株式会社、飯塚電機工業株式会社、株式会社昭電社、株式会社ミヤデン、株式会社熊電施設は辞退をいたしております。それぞれ8社指名をいたしましたところ、7社が入札に出席いたしまして最低の株式会社電盛社が1千850万円で入札いたしまして、消費税を加えたところで1千998万円で落札をいたしましたということでございます。

開札調書につきましては以上でございます。

資料2につきましては、庁舎の機器購入の図面でございます。これにつきましては、建設課長から御説明がございますのでよろしくお願いいたします。

建設課長（佐藤彰治君） 皆さん、こんにちは。

それでは今総務課長から説明がありました今回の入札内訳について、御紹介を概略させていただきます。

何回か特別委員会等でこの物品購入音響機器類、それから映像そうしたもののお話をさせていただいたところでございます。その中で、計画の中で2階が会議部門、それから3階が議会部門というような階層でそれぞれの用途を主に区分しているわけございまして、それぞれに音響設備、それから映像設備、そうしたものが必要となってきたところでございまして、今回その中で、まず2階部門につきましては会議部門が集中しているところでございます。その中に当然音響設備等が必要になってくるということで、まずもって工事請負契約の中には物品は除外されるということで、末端の機器類につきましては今回の方法を取らせていただいたところでございます。2階のほうにつきましてはスピーカーシステムだとか、それから音響を制御する制御システム、それから付属品としましてはプロジェクター対応の用途を考えたところのスクリーン設置であるとか、そうしたものが主なものでございます。付属品としましてはまたマイク等々のものがございます。

それから3階部門におきましては元来、映像処理とかいうことをやっておりました。今回も新しいコミュニティー棟に併せまして、議会棟につきましても映像処理をするそのシステム、それから音響ですね。音響につきましてもそれぞれの今度は個別に議員等のマイクで音を拾うシステムがございますので、そうした議会システムというものを採用いたしまして、皆さん、他の自治体の議会あたりの視察をされたというふうに聞いております。そのあたりでですね、イメージとしてはそうした個別の議会システムというようなものを、専門のシステムを取り入れたところで、そのへんを制御するシステムであるとか、また先ほど申しましたような映像を制御するシステム、そうしたものが主なものでございます。それからそれに付随しますスピーカーであるとかマイクとか、そうした備品類も合わせて今回購入させていただくというような内容になっております。

資料2のほうでございますけれども、これは以前にお見せしたかと思えます。このようなシステム関係を2階、3階に設けるということで、なおかつ3階におきましては新たにいろんな用途に、議長だけではなくて議会の閉会中、そうした中では講演とかそういった多目的にも使えると

というようなこととお話をさせていただいたところでございます。その中でプロジェクターであるとかスクリーンであるとか、そうしたのも当然議会にも使用することは可能ですけれども、いろんなそういう用途の中で使っていただくということで、大きく音響とプロジェクターシステムですね、それから映像システムというようなものを、2階、3階に今回物品として購入させていただくというようなものでございます。

私のほうからは説明概略ですけども以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それではこれより、議案第1号について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

6番（時松唯一君） 確認ですけれども、前回音響設備及びその外灯等については約4千100万円という数値が上がっております。これはもう交付税対象外ということで、その時の値段が3千700万円なんですよ。予定価格としては92%というところで、価格的にはいいのかなというふうに思います。一応、確認なんですけど、そういう理解でよろしいのでしょうか。いや、今言っているのは、音響機器が3千700万円と予定をしていた価格がこういう音響機器と外灯あたりは交付税対象外と聞いております。だからその対象外であっても、この3千700万円が2千万円になったということに対してのですね、音響機器には間違いないのかという確認を質問いたします。

総務課長（松岡勝也君） 特別委員会等で説明した額よりは下がってきているという経緯につきましては、現実的に議会システムという音響映像関係はございますけれども、現実的にいろいろ町長とも、又いろんな詳しい音響関係の業者とも協議をして、使いやすい現実的なシステムにしたほうがいいんじゃないかということで、当初考えた金額よりは下がってきたということが今回のですね、予定価格も2千万円ということでかなり下がっておりますけれども、3階の建物の中で汎用性がある設備、特にデジタルでなければならないのかとかそういったところとか、特にプロジェクターなんかも非常に高いやつから現実的なものがありまして、そういったところをいろいろ協議した中でこの額になったということでございまして、当然補助対象外ということで今回の備品購入機器購入につきましては、熊本復興の基金を使っているということで実質的には補助対象という表立っては前回の建物等は一般単独復旧事業債という起債のほうでございましたけれども、今回は復興基金を使って設備したいというところでございます。

3番（北里勝義君） 1、2点お尋ねいたしたいと思います。まず、今回指名競争入札ということで指名されておりますけれども、物品購入ということですが、指名されている業者は施工業者が主になっております。これは購入に伴うところの付帯工事あたりがあるということでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） そのとおりでございまして機器を購入するということですが、それぞれ納入していただく業者のほうには取付と調整、このあたりまではお願いをしているところでござ

いまして、わかりやすく申しますと壁、天井、床の取り出しまでは今回既に発注しております電気設備の工事のほうで区分して取り出すことになっております。ですので、あとは機器を納入していただく業者がその機器をその最寄りのモジュラーなりに接続するまで、そして接続したあとの機器の調整ですね。そうしたもとのまですべてを機能するように最終的にはそれぞれ納入した業者に調整していただくというようなところまでの範疇でございます。

以上です。

3番（北里勝義君） はい、わかりました。この音響機器あたりを購入ということなので、その時にやはり特別仕様書みたいな形でメーカー指定というか、機器指定あたりもされているんですかね、今回。

建設課長（佐藤彰治君） 確かに議会システムとかいうものについてはそういった専門の業者もございます。そうした業者も含めて1社特定ではなくて数社の仕様書の中ではメーカー指定をしているところがございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この内訳というのは資料2の中に書いていただいている議長ユニットからSD/HDMI変換機とかスクリーン、左のほうであればSD/HDMIの変換からこのスクリーン、これ全部この中に出ているものの合計額が1千850万円と、税抜きでということの理解でよろしいですか。

建設課長（佐藤彰治君） 資料の中にAAとか写真が提出してある分については主なものということで御理解いただきたいと思います。といいますのは、単品でピンマイクであるとかそうした付属品ですね。そうしたものも今回発注をしているところがございます。ただ、ほとんどの部分は2階のシステムの本体、それから3階のシステムの本体、こうしたものが主な特にお金的には費用がかかる品物でございます。それからプロジェクターですね、それからアンプ類、あとスクリーン関係ですね。ですので全てをこの絵の中で網羅しているわけではございませんけれども、ほとんど80%の請負金額の中でこの絵の中に示されている部分が8割程度は全て載っているというふうに御理解いただきたいと思います。先ほど言いましたように、ちょっと小さいものまで全てちょっと1枚の紙に設けることができませんでしたので、大意ということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

5番（児玉智博君） タイピン型ワイヤレスマイクというのも3階と2階に一つずつありますのでそれはわかります。ただそれがいるかどうかというのはちょっと私は疑問ですけど。今回の開札した結果、一番高いものは何で単価がいくらなのか。そしてその個数を教えてください。

総務課長（松岡勝也君） 全体的に2階と3階というふうに大きく今回は主でございますけれども、内訳的にはやはり議場が設備的に一番高くなっております。内訳で一番高いものと申しまして、

2階で言いますと2階の映像音響が一番高い額になっております。価格的にはこれは消費税等が入ってきておりますけども、一番高いのがやはり映像音響でこれは一式として上がっておりますけども、内訳はございますが単価的には170万円程度が2階の映像音響ということです。3階で一番高いのがやはり議場のマイク操作卓でございます。これが430万円程度となっております。そのほか細かくいろいろユニットとかマイクとか本数がずっと細かく出てきております。機器の収納するアンプ収納関係、これまで一式で190万円ですね。そのほか機器収納の設備アンプのまた収納がまた170万円と、そういった一式あたり上がっております。まだ細かくこの積み上げはございますけれども、そういった映像関係の操作卓、それが一番高い備品にはなっております。

5番（児玉智博君） 映像は3階だけじゃなくて、2階にもそういう映像音響のシステムがあるんですか。

建設課長（佐藤彰治君） すみません、一部総務課長のほうからお話がありましたけれども、2階のほうには4室1部屋という会議場がございます。大会議室にしたり稼働間仕切りによって部屋を大小分けて使用するというところで、なかなかプロジェクターの固定というのがどういう部屋の使い方によるかによりまして固定式のほうは難しいというようなちょっと内部での協議になりまして、そこは既存の置き式のプロジェクターを使うということで、2階の会議場についてはプロジェクターの固定式のプロジェクターは設置を考えておりません。ですので、今まで従来使っていた机の上に置いてスクリーンに映すというような機器については、今回の購入には入っておりません。ですので、プロジェクターの機能はスクリーン等は設けますけども、機器類については今回の購入には入っておりません。2階についてはそうしたプロジェクターの機能はありますけども機器類の購入はないということで、3階につきましては今回固定式のプロジェクターを設置することにしております。そのプロジェクターとプロジェクターの制御システムですね。プロジェクターをその固定式のプロジェクターを制御するシステム、本体ですね。それから音響を制御するシステム、これも本体になります。先ほどどれが一番高いかというようなお話ございましたけれども、この本体のシステムというのが一番値段が高こうございまして、先ほど総務課長が申しましたように400万円ほどするというようなデジタル化したシステムでございます。当然、音響とそうしたプロジェクターと併せて制御をするというようなシステムですので、今回その分についてが一番単価的には高く、というようなことでございます。ですので、2階についてはプロジェクターを設置する機能は持たせてますけれども、機器の購入はスクリーンのみで機器の購入はございません。

以上です。

5番（児玉智博君） 要するにその映像というのは撮るほうじゃなくて映し出すほうの映像ということだったんですね。それで、この工事費、基本的な壁までは既に契約がなされている電気設備

工事でやられて、あとは簡単な設置とか調整の値段込みで発注、まあ発注というか入札をしてもらったということでした。それが約500万円ぐらい落札したところと一番、第7位のところで違うわけですが、それで大体その仕様書でメーカー指定というか大体こういったものをということで指定をして入札をされているわけですが、この500万円も違うというのがどうしてなのかなと思うわけですが、それはあれですか、要するにメーカーの希望小売価格というかそれにそれぞれが何掛けしたところの差での500万円ということで理解してよろしいんですか。

建設課長（佐藤彰治君） あながちそうしたことだけではないかとは思いますが。これはそれぞれ指名した業者の組織の中でのいろんな出し値というのがあるかと思えます。これ今指名した業者は工事業者で、いわゆる中間業者、今回卸のような問屋のような中間業者みたいな感じになりますけれども、メーカー直ではなかなか卸してもらえませんが、メーカーとの取引がいかにか密かという業者によりまして、例えばそこで掛け率が違ったり、取引が少なればなかなか定価以下にはしてもらえなかったり、そうしたいろんな事情があるかと思えます。そうした中で最終的には社内で検討した結果の入札結果だというふうに、そうしたものも含めて、というふうには考えられるところではございますが、如何せん、私どものほうではそのへんの事情は知る由もないというところではございます。それからメーカーも数社仕様書の中で、特定するメーカーを指定するわけにはいきませんので、いくつかの数社の中で指定をしておりますけれども、それぞれの取った各業者、指名した業者がどのメーカーにどういうふうな見積り依頼を出したのか、そこらへんもこちらではちょっとわかりかねますので、各メーカーの出し値とか工事価格、それから指名した業者の社内の事情であるとか、そうしたものの差が今回の入札の結果だというふうに理解をしているところではございます。あくまで想像でございます。

5番（児玉智博君） 最後に伺います。今回の備品購入の中で一番高価なものが3階の議場に使うマイク操作卓で400万円であると先ほど答弁いただきました。ではこのマイク操作卓はメーカーはどこですか。

建設課長（佐藤彰治君） うちのほうでは3社ほどメーカーを指定しております。ですけれども、この取った業者がこれに入れた値段というのはどのメーカーから取ったものかが今のところちょっとわかっておりません。ただし、指定したメーカーの類似品で機能的に問題なければ最終的に業者から出していただいた承認図を元に検討して、メーカーが結果的にそのメーカーであったというようなこととなりますので、こちらからどのA社、B社、C社というふうに指定したわけではございませんので、どのメーカーから取ったものかはわかりかねるところではございます、今のところですね。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 前回コミュニティー棟の電気工事入札には小国町から3社入っていましたが、今回なんで1社なのかの理由と、このマイクユニット21台というのがどういうふうに配置する

のかをこの2つを教えてください。

総務課長（松岡勝也君） 今回の8社指名した中で町内業者が1社ということでございます。これにつきましては、町のほうに指名願を出している業者がでございます。もちろん経営審査を受けているわけでございます。そういった中で今回電気工事と電気通信という登録業の種類がございまして、町内の業者は今回1社だけが電気通信の登録をして指名願が出ていたというところで1社になったというところでございます。マイクユニットにつきましては課長のほうから。

建設課長（佐藤彰治君） マイクの台数でございますが、これにつきましてはいわゆる議員お一人方ずつ現在今正面にございますマイクでございます。そのユニットタイプの今回マイクになります。そのマイクの数と議員の数とその他差し引いた数が、残りのが執行部側で使うマイクということになります。ただ基本的には一人1台ということではなくて、執行部側につきましては座卓1台につき二人、従来のおり座ろうというようなところで、机1台につき1台というようなマイクの数でございます。そういう算定でございます。

以上です。

1番（穴井帝史君） モニターのことなんですけれども、全部で5箇所ですかね、付くと思うんですけれども、これモニターは別途って書いてありますのでこの入札金額には入っていないんですかね。

建設課長（佐藤彰治君） そのとおりでございます。モニターにつきましては別途ということで、従来あるもの等の使用も考えているところでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） ほかにないようですので、ちょっと私もう1点だけですね。2階部分にもハンド型マイクの無線を付けるというふうになっているんですよね。基本的にそれはいるのかなというふうな気がするわけですが、大体その細かく仕切って使用するときにはおそらくいらぬ。つないでやるときにそれがあつたほうが良いという判断になったのかもしれないですけれども、実際のどの程度活用されるかというのが私はあんまり必要ないんじゃないかというふうに思うわけですよ。それで1点確認なんですけど、この2階部分をもう有線のマイクだけが使えるようにした場合、大体どれぐらい価格が変わってきますか。

町長（北里耕亮君） ちょっと私が建設課長に指示をさせていただいた部分の経緯をお話させていただきたいと思っております。まず2階、3階、音響というのは、人の言葉が届くのに非常に大事な機械だというふうに思っております。もちろん議場ではしっかりと発言したことが皆さんにマイクとして届くと。2階の使い方なんですけれども、実は有線のマイクでありました。私がちょっと指示をさせていただいたのが、例えば福祉関係の策定委員会とか計画委員会とかさまざまありますけれども、この緑の色が塗ってある2階の部分を例えば2間使うとかいう部分が今までも結構

ありました。今まで開発センターの302で少し広い部屋でやる場合がありまして、少し年配者の方がお話しされるのに聞き取りにくい、そして決して耳が御不自由とかいう部分はないとは思いますが、声が小さい方が聞こえにくい、そういう事柄が今まであったのを記憶しておりました。その中で自由に無線のこのハンドマイクを持って話を、以前はポータブルのこういう部分を備え付けておりましたけれども、今回移動式のワゴンの部分がありますもんですから、それに無線を飛ばして自由に。だから4部屋を全部中の間仕切りを取って、80人ぐらいの大きな部屋にもできますし、2間、2間を使う、1間、1間使う、自由にそういうのに汎用性を自由に使えるようにするためにはハンドマイクがいいかなと。金額もあとで答弁しますが、ちょっと私が聞いた限りではそんなに変わらないというのをちょっと聞いたのでそうさせていただいた分もありますが。金額はだいぶ違いますかね。

建設課長（佐藤彰治君） マイクの中に無線マイクとそれから無線マイク、いわゆるワイヤレスマイクですね。このタイプをそれぞれ2本ずつ用意してあるところなんですけども、一つの理由が無線マイクが仮に故障した場合、こうした場合は直接アナログでアンプのほうにつなぎこんで使用することができます。ところがそれがなければもうちょっとマイクの機能が使えないということで、何らかの障害があった場合、そうしたものの予備的なものでも今回マイクをちょっと有線を利用させていただきたいということでございます。それからワイヤレスマイクを全て有線マイクに替えた場合、1本あたり2万8千円ほど違います。ですのでその本数分が差額ということになってきます。当然ワイヤレスマイクのほうが割高ではございます。有線マイクのほうが安うはございます。1本1万8千円程度で有線マイクのほうはみてありますけれども、ワイヤレスマイクになりますと4万5千円ほどかかるということで、その差額が2万7、8千円は出てくるかなというふうなことでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） だからその全体の値段がどれぐらい変わってきますかという質問なんですけど。

建設課長（佐藤彰治君） 今現在ワイヤレスと有線マイクとそれぞれ2本ずつをみております。ですので、今の現在の発注の状況からワイヤレスマイクを2本有線マイクに替えた時は5万1千円安くなるということになります。

5番（児玉智博君） それは単純な話じゃなくて、おそらくワイヤレス対応型のアンプが当然、アンプなりその変換機が必要になるからもうちょっと変わってくるんじゃないんですか。

建設課長（佐藤彰治君） 今回のアンプシステムがそれぞれの有線端子も備えたものでございますので、有線部分とそれから無線部分とそれぞれ兼ね備えた機器でございますので両方対応ができるというようなことでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番(児玉智博君) それでは、私は議案第1号の物品購入契約の締結については、今回反対の討論をさせていただきたいと思います。

まず、なかなか今回の資料の中に、いったい何点のものをどれだけ購入して、それぞれの内訳ですね、それがいくらするのかということについての十分な説明を受けておりません。加えてやはり、例えばというか、私が気付いた範囲内で実際このワイヤレスマイクが本当に必要なのかというところで質問をさせていただいたわけですが、それは5万円の差ですということでした。しかし5万円の差であっても本当にそれが活用されなければ、それは全く意味のないものになってしまうと思いますし、そういった2点理由を述べましたけれども、そういったところから今回のこの議案に対して、やはりあまりに判断する材料が揃っていない中、責任を持つことはできませんので反対をさせていただきたいと思います。

議長(渡邊誠次君) ほかに、討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、物品購入契約の締結について((仮称)小国町庁舎コミュニティー棟音響設備等機器購入)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第1回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(午後3時42分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（10番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 大塚英博君

10番 時松昭弘君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を2月19日の1日間とする。

1.	議案第1号	物品購入契約の締結について ((仮称) 小国町庁舎コミュニティー棟音響設備等機器購入) 平成30年2月19日 原案可決
----	-------	--

小国町議会会議録
平成30年第1回臨時会

平成30年2月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119